第３４回若葉区民まつり出店者募集要項
（模擬店・産直市）

この募集要項は、若葉区民まつりにおいて出店者を
募集するにあたり、必要な事項を定めたものです。
応募に当たっては、必ず本募集要項の内容をご確認
いただき、同意のうえ、申込書を提出してください。

【申込み・問い合わせ先】

〒264-8733　若葉区桜木北２－１－１　若葉区地域づくり支援課内
若葉区民まつり実行委員会事務局
Ｅメール：chiikizukuri.WAK@city.chiba.lg.jp
TEL：043-233-8122　FAX：043-233-8162

１　イベント概要

イベント名	第３４回若葉区民まつり
趣　　旨	区民相互の交流やふれあいによる地域の活性化と、区民意識の醸成を図り、区の特性を活かした魅力あるまちづくりを推進することを目的としています。
日　　時	令和８年１１月１日（日）１０：００～１５：００ （販売は１４：４５まで、１５：３０完全撤収）
会　　場	東京情報大学（若葉区御成台４－１）

２　応募資格

活動拠点が市内の団体・個人、または代表者が市内在住・在勤・在学の団体

※食品を扱う団体は、販売する食品の食品営業許可を持っていること。

※暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者に該当しないこと。

※同一団体における重複応募はできません。

３　募集出店区分

模　擬　店	食品・飲料等を販売する出店 ※ アルコール飲料の試飲・販売は不可
産　直　市	加工しない農産物または食品営業許可を取得のうえ加工した農産物を販売する出店。 ※ 花きや苗などの販売も可

４　募集区画数

模　擬　店	２０区画程度 （キッチンカーも可）	奥行３m×幅４m
産　直　市	３区画程度	奥行２m×幅３m

※一団体一区画に限らせていただきます。

５　出店料

模　擬　店	１区画 5,000 円
産　直　市	１区画 2,000 円

※別途開催する説明会の際に現金でお支払いいただきます。

※出店料は、雨天等によりイベントを中止することとなった場合であっても返金は致しません。出店者側の都合により参加を取りやめる場合も同様ですので、ご了承のうえお申し込みください。

６　応募方法

「第３４回若葉区民まつり模擬店・産直市出店申込書」に必要事項を記入し、下記までご提出ください。

７　応募締切

令和８年８月７日（金）

８　出店決定

申込みをいただいた中から、出店内容・過去の実績等を考慮し、実行委員会にて選考を行い、９月４日（金）までに結果をご連絡します。また、応募団体多数の場合、若葉区内の団体を優先させていただきます。

なお、提出いただいた書類の返却は致しませんので、ご承知おきください。

９　出店者説明会

出店決定後、出店者説明会を開催します。（令和８年９月中旬開催予定）詳細は別途ご案内します。

１０　注意事項

（１）出店内容について

ア　火気・発電機を使用する場合は、各テントで必ず消火器を準備の上、別添①「火気・発電機使用に関する注意事項」を遵守してください。

イ　飲食物の販売に当たっては関係法令を遵守のうえ、特に衛生面に細心の注意を払ってください。**全国的に食中毒事件が発生していることから、「杵つき餅」の提供をご遠慮いただいておりますので、ご了承ください。**また、別添②「イベントにおいて食品を提供する場合の注意事項」も遵守してください。

ウ　飲食物を提供する場合は、別途千葉市保健所への届出が必要になります。（詳細は別途、出店決定者にお知らせします。）

エ　アルコールの試飲及び販売は禁止です。

オ　模擬店を出店する個人・団体は、販売する食品の食品営業許可を持っていることが条件となりますが、町内自治会等の地域団体は除きます。なお、地域団体に当てはまるか否かの判断は実行委員会が行います。

カ　**テント、机、いす等の資機材は、各自でご用意ください**。

キ　**テントを使用する場合は、重り等を使用し、風で飛ばされないように設置してください**。重り等がなく、強風等で実行委員会が危険であると判断した場合、テントを畳んでいただくか、出店を中止していただきますので、ご了承ください。

ク　**区画の割り振りは、実行委員会で決定します**。

また、決められた区画以外での営業行為は出来ません。

（2）会場について

ア　設営に伴う資機材や荷物の搬入出は、実行委員会の指示に従い、決められた時間内に行ってください。なお、駐車場の位置や具体的な搬入出の方法については、出店者説明会で説明します。

イ　指定された駐車場以外には駐車しないでください。
（詳細は別途、出店決定者にお知らせします。）

ウ　駐車台数につきまして、出店申込書をご提出いただいた後は台数の変更ができませんので、ご承知おきください。なお、台数は原則一台となりますので、相乗り等のご協力をお願いします。

エ　会場内にある大学の食堂は営業せず、休憩所になる予定です。

オ　雨天の場合など、実行委員会が区民まつりの開催を困難と判断した場合には、区民まつりは「中止」となります。ただし、小雨など、天候状況によってはイベント内容を変更して開催する場合があります。

カ　水や電気は各自でご用意ください。会場内の水道および電源は使用できません。

キ　出店の際に出たごみは、各自お持ち帰りください。

ク　記録のため、写真を撮影し、翌年度以降の参考にするとともに、区民まつりポスターやホームページ、市政だより等に掲載する場合がありますので、ご承知おきください。

（3）出店者の責任・義務

ア　出店をご希望される方は、９月中旬開催予定の出店者説明会への参加が必須となります。参加されない場合は、今年度の出店をお断りさせていただくことがありますのでご承知おきください。

イ　購入者の苦情等については、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。

ウ　出店者が食品等の加工や販売を行った際に発生したゴミ（食材の容器、食品や飲料を入れた容器など）については、出店者自らの責任と費用をもって回収してください。

エ　テントに屋号及び食品営業許可証を掲示してください。

オ　実行委員会・警察・消防・保健所等により指導があった場合には、それに従ってください。

カ　会場内外におけるトラブル・事故等が発生した場合、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。実行委員会及び千葉市は一切の責任を負いません。

キ　まつり終了後は、出店者が責任を持って清掃し、出店スペースの原状回復を行ってください。なお、著しい汚れや損傷等、退店に伴い原状回復工事が必要と判断される場合は、それに係る諸経費について、出店者に負担していた

だきます。

ク　出店者は、出店決定後に出店の注意事項について遵守する旨の誓約書を提出していただきます。

ケ　応募内容に重大な違反がある場合や、会場等において主催者の指示に従っていただけない場合は、即時退去していただくとともに、翌年度以降の出店をお断りします。

コ　まつり終了後、売上報告をしていただきます。後日配付する所定の用紙に当日の売上高を記入し、令和８年１１月１３日（金）までにご提出ください。提出いただけない場合、翌年度以降の出店をお断りさせていただく場合がございます。

【参考】出店の流れ

ご応募 8月7日(金)まで	出店申込書を8月7日(金)までにご提出ください。
書類選考・当落通知	選考結果を9月4日(金)までにお知らせします。 出店決定した団体に、必要書類を送付します。
出店者説明会 9月中旬予定	9月中旬開催予定 参加の際に出店料の支払いをお願いします。
必要書類提出 9月30日(水)まで	(1)食品取扱届 (2)誓約書 (3)食品営業許可証(写し) 以上の3点を9月30日(水)までにご提出ください。
開催の判断	開催の判断は、当日の午前6:00に決定します。 なお、雨天時の開催判断については、ホームページでお知らせします。
11月1日(日)若葉区民まつり当日	
売上報告 11月13日(金)まで	所定の用紙に当日の売上高を記入し、 11月13日(金)までにご提出ください。